

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6月 14日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県大田市久手町刺鹿2290番地5

氏 名 有限会社 山崎組

代表取締役 山崎 敬子

電話番号 0854-82-8253



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 山崎組
事業場の所在地	大田市久手町刺鹿2290番地5
計画期間	平成31年4月1日 ~ 令和 2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	土木工事業
② 事業の規模	2,000万円
③ 従業員数	26人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・解体工事・がれき類 (コンクリート塊等) → 自社処理又は再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化・木くず → 自社処理又は再生処理業者に委託して木チップとして再資源化・金属くず、紙くず → 再生処理業者に売却する

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「管理体制図」のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	排 出 量	9, 075 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	排 出 量	3, 000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に予定していない。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	100 t	t
	(今後実施する予定の取組) がれき類→再生砕石を解体現場の敷均しとして利用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】 その他の種類については別紙参照		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	8,194 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
② 計画	【目標】 その他の種類については別紙参照		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も当面予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 30年度）実績】 その他の種類については別紙参照		
	産業廃棄物の種類	コンクリート塊	
	全処理委託量	881 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	881 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

② 計画	【目標】 その他の種類については別紙参照	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	全処理委託量	100 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	100 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
再生利用がかのうである廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

平成30年度産業廃棄物発生量及び平成31年度目標

産業廃棄物の種類	30年度発生量(t)				31年度目標(t)			
	排出量	自社中間処理	優良業者委託	再生業者委託	排出量	自社中間処理	優良業者委託	再生業者委託
コンクリート殻	9,075	8,194		881	3,000	2,500		500
廃プラスチック類	380	380			100	90	10	
ガラスくず等	806	795		11	400	350	50	
がれき類	905	794		111	500	400		100
木くず	2,438	2,385		53	1,500	1,000		500
繊維くず	8	8			10	5	5	
紙くず	23	23			10	10		
金属くず	0	0			10	10		
石膏ボードくず	247	247			100	100		
石綿含有(がれき)	13				10			
アスファルト殻	105	105			100	80		20
燃え殻	45		45		40		40	
合 計	14,045	12,931	45	1,056	5,780	4,545	105	1,120